

建設建築委員会記録(No.8)

1 日 時 令和7年6月12日(木)
午前10時10分 開会
午前10時52分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	森 結実子	副 委 員 長	中 島 隆 治
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	田 仲 常 郎
委 員	片 山 尹	委 員	成 重 正 丈
委 員	山 崎 英 樹	委 員	山 内 涼 成
委 員	井 上 純 子		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市戦略局長	小 野 勝 也	都市整備局長	持 山 泰 生
道 路 部 長	北 島 徳 隆	道路計画課長	楠 根 経 年
河川公園部長	竹 島 久 美	みどり公園課長	稲 木 禎 徳
			外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	政 策 係 長	江 本 恭 士
---------	---------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第78号 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	可決すべきものと決定した。
2	議案第80号 市道路線の認定、変更及び廃止について	
3	議案第81号 戸畑枝光線（戸畑牧山間）新設に伴う明治町架道橋付近函体推進工事委託協定締結について	
4	議案第84号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分	
5	陳情第36号 北九州市域の公共施設や街路の樹木を保全し、緑の景観と憩い・安心（癒し）の空間を市民が等しく享受することについて	不採択とすべきものと決定した。
6	請願第1号外10件について	別添請願・陳情一覧表のうち、陳情第36号を除く、請願1件及び陳情9件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
7	公共インフラの適切な維持管理・整備について外2件	別添所管事務調査一覧表の事件について、閉会中継続調査の申出を行うことを決定した。

8 会議の経過

（陳情第36号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（森結実子君）開会します。

本日は、議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、議案第78号、80号、81号及び84号のうち所管分の以上4件を一括して議題とします。

これより採決を行います。

議案第78号、80号、81号及び84号のうち所管分の以上4件について一括して採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案4件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案4件についてはいずれも可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。なお、委員長報告については正副委員長に一任願います。

ここで次の議題に関係する職員を除き退室願います。

(執行部入退室)

次に、請願・陳情の審査を行います。

陳情第36号、北九州市域の公共施設や街路の樹木を保全し、緑の景観と憩い、安心、癒しの空間を市民が等しく享受することについてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。道路計画課長。

○道路計画課長 まずは、陳情の1番目、守恒蒲生線歩道の街路樹アメリカフウ46本を伐採しないこと、及び陳情2、守恒蒲生線歩道の整備は街路樹を保全して行うことについて説明させていただきます。

初めに、路線の概要でございます。

資料1ページを御覧ください。陳情の路線であります蒲生守恒1号線は、小倉競馬場の南側に位置し、小倉南区北方四丁目から蒲生三丁目を結ぶ延長984メートルの市道でございます。歩道整備の対象区間は、そのうち延長400メートルで、片側1車線ずつの車道と、両側に幅2.5メートルの歩道を備え、歩道には幅1メートルの植樹ますに街路樹アメリカフウを植樹しております。

2ページを御覧ください。次に、歩道の現状についてでございます。令和4年度に、地域住民から、街路樹の根上がりにより、歩道が歩きにくいとの声が複数寄せられました。現地を確認したところ、歩道幅は植樹ますを除いた有効幅が1.5メートルで、街路樹が大きく成長したことで、歩道に根上がりによるクラックや段差が生じ、歩行者や車椅子などの通行に支障が生じている状況でありました。ここで、根上がりとは、右下の図にありますように、街路樹が成長するにつれて根が太くなり、歩道の舗装や縁石が壊れたり、持ち上げられたりする状況です。

3ページを御覧ください。歩道整備についてです。これらの歩道の状況を踏まえますと、部分的な補修では根本的な解決に至らず、今後も街路樹の成長に伴い、根上がりにより、さらに歩行者や車椅子などの通行に支障を来すことが懸念されます。

街路樹は、自然に触れ合う機会の少なくなった市民の皆様に季節の移り変わりを知らせてくれ、また、夏の暑い日差しや車から出された排出ガス、騒音を和らげる役割を担っておりますが、この区間におきましては、安全で快適な歩行空間の確保には街路樹の撤去と幅2メートル以上のバリアフリー化された歩道の整備が必要と考え、地域の方々と協議を行ってまいりました。令和4年10月には、地元自治会より、快適な利用のために街路樹を撤去し、安全な歩道整備を行ってほしいという要望書が提出されたことも受けまして、令和5年度より歩道整備に着

手したところでございます。

整備の状況ですが、令和5年度に南側の街路樹36本を撤去し、その後、令和6年度にかけて南側400メートルの歩道整備を完了いたしました。今年度は北側の200メートルの歩道整備を進めることとし、まずは街路樹26本を撤去いたします。この街路樹撤去は、令和7年4月23日に契約を結んでおりまして、来週6月16日より作業を開始する予定でございます。その後、秋頃に歩道整備に着手する予定です。残りの街路樹20本の撤去及び歩道整備につきましては、令和8年度の実施を予定しており、この区間の歩道整備の完了は令和8年度末を見込んでおります。本歩道の整備につきましては、地域住民からの声が寄せられ、現地の確認を行い、歩行者や車椅子などの通行に支障があることを踏まえ、地域と協議を行い、地元自治会からの要望も受け、事業を実施してきたものでございます。引き続き、安全で快適な歩きやすい歩道の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、陳情3、ヒートアイランド現象防止になる成長する社会資本、街路樹の樹冠被覆、緑の日傘率を高める街路条例の制定を検討することについて説明させていただきます。

4ページを御覧ください。北九州市では、都市緑地法に基づき、緑の保全や緑化の推進に関して、将来像や目標を定めた緑のマスタープランである北九州市緑の基本計画を1992年、平成4年5月に策定しています。直近では、2022年、令和4年1月に改定したところです。この計画の改定に当たりましては、本市の緑に関する課題や社会情勢の変化を踏まえ、幅広く意見を聞き、計画に反映させるため、令和元年6月に市民向け並びに市立小学校6年生全児童を対象としたアンケート調査を行いました。さらに、学識者や市民公募による参加者などで構成された北九州市緑の基本計画改定検討会での意見を踏まえ、素案を作成し、その後、パブリックコメント及び議会報告を経て、現在の北九州市緑の基本計画に改定いたしました。

道路の緑化につきましては、この計画に基づき、緑化路線として4種類の道を設定しています。具体的には、1つ目に、来訪者を迎える主要幹線道路としてもてなしのみちを、2つ目に、海や山などを望める幹線道路としてみはらしのみちを、3つ目に、河川と連携し、自然と触れ合える道路としてふれあいのみちを、4つ目に、小倉都心部の幹線道路として花と緑の小倉回廊を定め、緑のまちづくりの形成を進めてまいりました。

5ページを御覧ください。上段に、この4種類の道を示した路線図を載せております。後ほど、御確認ください。

道路の緑化につきましては、引き続き、北九州市緑の基本計画に掲げます4種類の道におきまして、植栽する場所の生育空間などを十分に考慮し、植栽の手法や樹種を選択するとともに、適切なせん定や維持管理などを行います。また、生活に身近な道路では、車両の見通しや安全で快適な歩行空間の確保などに留意し、適切な維持管理を行い、路線ごとに選択と集中を図っていくこととしています。つきましては、樹冠被覆率を高める街路条例を制定するのではなく、今後も北九州市緑の基本計画に基づき、持続可能な緑のまちづくりを進めてまいります。

以上で陳情第36号に対する本市の考え方についての説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。

質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 私から何点か質問させていただきたいと思います。

陳情の内容をお聞きしまして、まず、自然保全というのは、温暖化対策として樹木の保全は重要だという大前提が私としてはあります。今回議題となっている、樹木があることで市民生活に困る影響があったということで、地元の自治会などからそういった要望があったということ。幅員が今1.5メートルと狭くなっていて、それを2メートルに拡幅する工事ということなんですけれども、そもそも歩道整備に当たりまして歩道の幅、幅員などの市の基準、もしくは国が示す基準などがあるか教えてください。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 歩道の整備の基準につきましてですけれども、道路を造る際の技術基準であります道路構造令というものがございまして、道路構造令には、歩道の幅員は歩行者の交通量が多い場所にあつては3.5メートル、その他の道路にあつては2メートル以上のものとするという記載がございまして。また、バリアフリーということで、道路の移動円滑化基準におきましても同様の幅が記されております。既存の道路では基準を満たしていないところもありますけれども、新しい道路を造る場合ですとか既存の道路を改築する場合には、これらの基準に沿った整備というものを基本としてございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。条例ということなんですけど、条例の制定はいつからのものでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 条例の制定につきましては、平成23年頃の地方分権一括法の絡みで、地域の実情を鑑みて条例を制定するとなっておりまして、北九州市におきまして条例制定の日というのは今は覚えておりません。すいません。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。今の説明を聞くと、歩道の整備の基準からいうと、通行量が多くないところでも2メートルは確保した歩道整備をするということ。これは市民が生活しやすい、利便性を向上するためにこういった基準を設けているのだと理解します。ただ、植物というものは生きていますから、大きくなるということは想定範囲でして、恐らくこれは、ここの蒲生守恒1号線以外にも市全体いろんなところで起こり得る事案かなと感じました。こういった環境保全として、市が緑被率を定めていないからこそ、緑が何のためなのかというところが、今、緑の基本計画で、どこの道路は景観のために緑を植えていきたいと思います。

と言うものの、自然保護として、全体でどのくらい緑があるべきなのかという緑被率をそもそも定めていない中で、こういったトラブルは起こり、論点が違うところにかみ合うわけがないなど今理解したものです。

ただ、私としては、これは市民生活の利便性の向上だったり、実際に声があるわけですから、やはり短期的にはこの整備は必要なのだろうと思っています。しかしながら、環境保護、温暖化対策としましては、市全体として、山だったり森だったり林だったり、エリアをゾーニングしていきながらでも、緑のボリュームというものはどの程度保つものなのかという基準は必要であると。でないと、今後こういった自然保護をないがしろにしてしまうということが起こり続けるのだろうと思いましたので、ここはまた環境の議題で問題提起していかなければいけないんだと私は感じました。以上、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは、まず、井上委員からもありましたけれども、歩道を整備するという観点での基準というものがありますか。例えば、植樹が植わっている歩道を整備するという基準は何かありますか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 道路構造令という基準で歩道を整備するとかというのは、周辺の道路の交通状況とかで、新たに造る場合は道路構造令に基づいて歩道を設けるとかという基準はございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ごめんなさい、聞き方が悪くてね。植樹があって、根上がりがしている。そして、縁石が根上がりによって外れかかっているというような状況が、どの地区でも見られるわけですよね。それを、じゃあ歩道整備をしましょうと。要するに、植樹を全部切って、歩道をきれいに整備しましょうという基準がありますか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今言った根上がりですとか、あともう一つ、生育上の問題、交通上の問題等がある歩道につきましては歩道整備をやっていくという考え方でございます。ただ、その中で、先ほど緑の基本計画の中にもございましたけれども、そういう道で緑を重点的にきちっとやっていこうという路線については緑をまた生かしたような形にしますけれども、その他の路線につきましては、そういう問題があった場合には一度、もう伐採するしかないとなれば伐採をして、歩道整備だけをするという考え方で進めております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この地域は、徳力区画整理事業で緑あふれる町として整備された道路でもあるわけですよね。それからすると、全て伐採をするという判断というのは何かの基準に基づかないといけないと思うんですよ。しかも、そこにはこの校区の方の総意がないといけない

と思うんですよね。そうした場合に何かの基準があるのかということをおは聞きたいんですけども。私も見てきましたけれども、あの程度の根上がりで植樹が邪魔をしているかどうかという部分というのは、どこの歩道でもあるんですよ。もっとひどいところは全部ほったらかされているんですよ。なぜ、ここをわざわざ全部切ってまで整備する必要があるのかということについての見解がありますか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今ありましたどの程度という、程度問題でございますけども、私も現地を歩かせていただきまして、根上がりをしているという状況については、感じ方は違うと思いますが、私はひどい箇所があったと思っております。地域の方とも協議させていただいて、あと、この木自体を生かした歩道整備は、あれだけ大きくなった木を生かしてというのは難しいということがございますので、今回、木を伐採して、安全に歩行するための空間として幅員2.5メートルを確保するというバリアフリーの観点から、整備を進めていくと決めたものでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） こうやって整備していただけるんなら、どこも整備していただきたいと思うぐらい、ずっと私は、歩道の整備が車道と比べて全然遅れてるのではないかとことを言ってきた。だけど、歩道はずっとほったらかされたままなんですよ。でも、ここの地域は緑を残そうという観点で町が合意して、そういう手間をかけてきたという経過からすると、何らかの形で緑を残すような検討がされないといかんと思うんですよ。

私がちょっと見る限り、守恒側の反対の歩道はきれいに整備されていますよね。全部樹木を切って、そして舗装もきれいにされて、きれいになっていますよね。あそこの歩道を生かしさえすれば、今やろうとしている歩道は植樹帯にしても構わんのやないかと思うんです。そんなに人が通っていないし、あれだけ反対側がきれいに整備されてるのであれば、あの歩道を生かして、じゃ、こっち側は植樹帯にしましょうという考え方もできると思うんですよ。ましてや、あそこは競馬場の搬入口もありますよね。そこは、歩道があることのほうが厄介なことだってあるわけですよ。それならば、あそこを別の、ツバキだとかそういうものを植える植樹帯にするということも一つの案として考えられるんじゃないかなと。果たしてそれを地元の方がどう判断するかという、提案型で町に投げかけるということも一つあるんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうですか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 歩道にあります植樹の整備につきましてはいろいろな考え方があり、地域の方の御意見を伺うということで、我々も今回の整備に当たりましては地元の自治会と協議もさせていただいておるところでございます。やはり、我々が歩道の植樹を考える際には、先ほど御説明させていただきましたけども、緑の基本計画に基づきまして、4つの道と言われるもの

を重点的にやっていきたい。確かに、徳力の区画整理事業のタイトル等につきましては、資料を見させていただきまして、緑の調和というのはありますけども、今後の維持管理とか、歩行者の安全性というものを考えた上でやっていくということにしておりますので、ここの路線につきましては伐採させていただいて、歩行空間を整備していくということで整理をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 歩行者の安全と言われると引くところはあるけれども、ただ、安全は反対側の歩道で十分確保できていると思うんですよね。それは選択肢として住民の方々に持たせる必要があると思うんですよ。そうした場合に、地元の方々というところについての合意というのは取れていますか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 歩道が片側歩道でいいのかという話がありますけども、我々としては道路というネットワーク、車道だけではなくて歩道を整備する際には、基本的には両側に歩道があるというのが望ましいと考えております。そういった中で、今回の件につきましては、先ほども御説明させていただきましたけども、地元の自治会にこういう整備についてはちゃんと御説明して協議させていただいて、了解をいただいた上で進めておるところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この場合の地元の自治会というのは、校区でないといかんんですよね。校区の計画ですからね。そしたら、地元の自治会というのはどの自治会ですか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今回の路線につきましては2つの校区にまたがっておりまして、守恒校区と徳力校区でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 少なくともその校区の総意として今回の計画というのは周知されていると理解していますか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今回の計画につきましては、両校区の自治会を通じまして、お知らせですかといったものの周知には努めているところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 市はそうやって努めていると言いますけれども、実際に地元の方は全く知らないんですよ。資料も配付されていないと思います。そこはきちんと調べていますか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 周知につきましては、今回、今年度に伐採する件につきましては4月の下旬

に自治会にお知らせをして、周知をしていただくということでチラシを配付させていただいております。また、近隣の市営住宅にも配付をしてございます。さらに、6月2日に再度お知らせをさせていただくため、追加のチラシということで、こちらにつきましても地元の自治会に配付をお願いして、昨日の時点で確認いたしましたけど、守恒校区も配付をされておりまして、徳力校区につきましても昨日から順次配付しているという状況は確認してございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 配付の確認は取れているということですか。全て配付済みということではないんですか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 全てということではございませんで、配付が開始されているということは確認してございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そうした場合に、配付がつい最近ですよ。そして、もう15日から工事ですよ。工事に入るってということは、決まったことを周知しているだけの話じゃないんですかね。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今年度に入っただけの周知につきましては、工事を行うという周知でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 今年度に入っただけのことですから、それはそうなるんだろうけども、これまでの議論の中で、この自治会の方たちが、反対意見があるので保留したいということ、自治会の中で副会長さんと話して決めているということ、それを耳にしたんです。そうすると、自治会から地元の方々に周知される前に、工事だけが決まったよということが周知されていることになるんですよ。配付そのものも、今までやってきたかどうか定かじゃないんですよ。だから、今年度に配付したという確認をしたとおっしゃられたけども、地元の方にとっては、今年度配付した資料のみをもって15日から工事が始まるということなんですよ。だから、周知の仕方が今までまづかったんじゃないですかということをちょっと聞きたいんですが。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 この路線のそもそものきっかけからいいますと、説明したとおり、地元から声があったということです。それを受けまして、令和4年8月には自治連合会に御説明をさせていただきまして、進めてほしいという要望も受けて進めておりますので、その中で地元でのお話とかがあった上で進めているものなので、そういう面では、今年度だけではなくて、令和5年度からやっている南側の工事をやる際にも、周知は地元自治会を通じてさせていただ

いておりますので、周知を図っているというところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そういう周知が全てに及んでいないというところは少し問題を感じます。全員が全員、全ての計画を知っているということにはならないと思うけれども、少なくともこの校区の人間は、こういうコンセプトに基づいてやっている区画整理なんだから、それに基づいてやられているかどうかということは知る権利があると思います。そこは丁寧に周知していく必要があるんだろうと思うので、もうちょっと時間かけて考えてほしいなっていう気がしています。

それと、今後についてなんだけれども、植樹の在り方ですね。植樹を続けていく以上は、根が上がりれば、全て木を切ってしまうって終わりなんですよということにしかならないんですよ。そしたら、今、根本的な解決はどうしたらいいのかという考えがありますか。例えば、根上がりをしないような植樹の方法を考えるだとか、そういう方策を。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 今、委員から、根上がりがしにくいような対策等ないのかという御質問がありました。新たに植える場合について、清張通りとか採用しているケースがあるんですけども、根上がりをしにくいような、特殊な土壌を使って根を下に逃がすような取組というのを実際に実施しております。今後、さっき言った重要な路線については、それぞれ状況の違いはあるんですけども、事前にいろいろ調査して、そういうことが必要であるという場合は採用していきたいとは考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 特に、こういうコンセプトを持った道路の街路樹というものについては、そういう配慮が絶対必要だと思います。そうしないと、根上がりは絶対起きてきますから、根上がりが起きたときの対応というのはせざるを得なくなるんですよ、歩道ですから。高齢者が増えてきて、根上がりによって歩きにくいということ、この状況は何とかしないといけないわけで、じゃあ根上がりをどうやって防いでいくのかということになると、直根型の木にして、そして横に行きづらく深く掘るだとか、そういうやり方をしていく必要があると思います。全市内にここよりもひどい歩道はいっぱいありますからね。ぜひ見てほしい。そういうところは植え替えてもしてほしいなと思うぐらいですから、その辺は重々お願いをしておきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。片山委員。

○委員（片山尹君） この伐採の件が、北九州市にとっていい例になったらいかなので。大体、区画整理をやったり宅地造成をしたら、歩道に植樹をなささい、公園も造んなさいどうのこうのって条件つけるわけでしょう。根上がりしたから全部木を取ってしまうということになったら、これはいい例として、ほかで落ち葉が落ちるから面倒くさいから木を切ってくれって、町

内の意向やとなったら北九州市が全部切らないけんような方向になったらいかんので。ここで、今山内委員が言うように少し立ち止まって、地域の皆さんの意見、本当に自治会の総意ですかと。知らせただけで、一方通行で知らせとるだけだから、声が返ってこんわけだから、そこはより慎重に僕は対応するべきだと思います。

これから区画整理なり宅地造成をしたら、歩道に植樹をなさいということも、いや、そんなもんつけんでもいいじゃないの、どっちみち根上がりしたら将来切らないかんようになったらいけない、そういう例があるじゃないかと言われたらいけないんで、より慎重にね。何もかんも切ってしまうえば、役所は楽でいいかも分からんよ。しかし、住んでいる人は全ての総意がね。落ち葉を月に1回か2か月に1回みんなで掃除するのも嫌やけん、切ってしまいたいという声があちこちであることは僕も聞いているから。ここじゃありませんけどね。そうこうしたら、いい例として、徳力、守恒はこういうことがあったやないかと。せつかく北九州市は緑を大切にする都市やのにということになったらいかんから、少し立ち止まるということも必要よ。何もかんも切ってしまったら、今度は市民の声で、何でもみな切ってしまったんだという声が上がったときは、今度は植樹できんやろ。そこはより慎重にやるべきだと思います。

北九州市でこういう例が1つあったら、くどいけど、根は張っていないけど落ち葉が落ちて、僕のとこの屋根にいっぱいかかったから切ってくれとかという声が出らんとも限らんから、より慎重にやらないと。そして、地域の皆さんに回覧板を回すだけではなくて、集まってもらって、こうやって根上がりするので、車椅子や足の悪い人が歩きにくいから、もう一回皆さんの声を聞かせてくださいと、より丁寧にやればいいんじゃないと。切ってしまうのが市の仕事じゃないと思うけど。そこは返事できますか。もう工事を発注してるからとか、市は固いことではなくて、もうちょっと柔軟性がないと。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 私どもも、ただ落ち葉がひどいからというだけで積極的に切っていこうという考え方ではございません。そこら辺につきまして、いろいろな地域の実情等も踏まえまして、委員の皆様方から御指摘のとおり、より丁寧に説明をしまいたいと考えております。街路樹を積極的に切っていこうということではございませんので、それは御理解いただければと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 片山委員。

○委員（片山尹君） 積極的に切っていこうって言ったんじゃない。これがいい例で、よその自治会からも切ってくださいということがあったらいかんので、より慎重に、町内会へ回覧板を回すだけじゃなくて、皆集まってもらって、実はこういうことで撤去しますよというぐらいのことをやっていけばいいじゃない。町内自治会から要請があったから、幹部の人たちの要請で、末端の人は俺らは聞いていなかったということになってもいけないから。だから、街路樹を切ってしまうという意味やないよ。こういう問題が出たときは、より北九州市は慎重に、自治会

から上がったことは分かったけど、本当の自治会の総意の下で切ってくれということが上がっているかどうか、より慎重にするべき。言い換えれば、まちづくり整備課は本庁から依頼があって工事発注するから、責められるのは出先のまちづくり整備課でしょ。そこはやっぱり気持ちを分かってやらない駄目よ。という意見です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

なければ、ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） これ、私は令和6年9月議会でも質問させていただいたんですね。既に令和6年の初めの頃には知っていたんですが、去年は別件が忙しかったので9月になっておりますが、このときから私はいろいろと、ん、と思うところがあったんです。地域、自治会からの要望という話だったんですが、私はまさに徳力校区に住んでおりまして、ほぼほぼこの隣接している守恒本町に住んでいるんですが、守恒本町町内会も徳力校区の会長も、切ってくれなんて言っていないという証言を私は得ておりまして、一部の守恒校区だけだったのかな、ごめんなさい、守恒校区は話を聞いておりません。でも、2つの校区から要望が出てという話は事実を伴わないと思うんですが、いかがでしょうか。

○副委員長（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 令和4年8月に、地域の住民の方からの根上がりして歩きにくいという声があった後、令和4年10月に両自治会とお話をさせていただいて、歩道整備を進めていくということでした承を得たということを確認してございます。以上でございます。

○副委員長（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） それは多分、了承を得たということであって、積極的に自治会から切ってくれという話ではなかったのではないかと。会長も切ってくれということは一回も言っていないと言っていましたし、町内会長に至っては、切らないで何とかありませんかという相談を受けているんですね。市の説明と地域の住民との思いにかい離があるなということを私は感じております。

私もここを残してほしいという質問だったんですけれども、そもそも今、根上がり対策は、横浜市とかは積極的にやっていてホームページとかもすぐ出てくるんですが、根上がり対策をするための業者さんとかもいるわけですね。その業者さんに、専門家にちゃんと根上がりの状況を見ていただいたのかどうか教えてください。

○副委員長（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 こちらの状況につきましては、区役所の職員で現地を確認いたしまして、現地の状況を踏まえますと、今の樹木を生かしてやるという方法が難しいということで、この対策を根本的に解決するためには樹木を伐採して歩道整備をするという方向を決めまして、その

話を地元の自治会にさせていただきまして、了承を得たということでございます。以上でございます。

○副委員長（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） こういうのも、遺跡の話でもさんざん言っていますが、専門家にまず意見を聞いてみてください。根が上がったところを切って、消毒をして、横に逃がすという工法が今あるんですね。既に根が上がったものも、それでそのまま存続させることも可能性としてはあるわけですよ。それが職員さんは無理だと言っても、専門家はできますよと言うかもしれないじゃないですか。これアメリカフウという木なんですけれども、アメリカフウの寿命って御存じですか。

○副委員長（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 アメリカフウの寿命につきましては、一般的な環境下では100年以上という記載を見たことがございます。以上でございます。

○副委員長（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） 私も調べてみました。150年と書いてあるものもあります。今、30年ちょっとなんで、ここから5倍ぐらい生きられる木だったはずなんですね。人間の都合で植えて、人間の都合でまだまだ生きられる木を殺してしまうというのは、私、何でも命あるものには神が宿っているという信念の下で生きておりまして、あまりに身勝手ではないかという感じがしております。30年前の事業については誰も今責任を取れませんけれども、植えるときも慎重に、伐採するときも慎重にさせていただきたいと思っております。

それから、地元への周知なんですけど、この春ぐらいから切らないでほしいという御要望が私のところ結構来ていたんですね。周知が足りないんじゃないですかって言って、まちづくり整備課に6月の頭に文書を作っていただいて、回覧板で回してほしいというお願いをして配付をしていただきました。それでも町内会へ入っているのは6割弱なんですよ。6割弱の人しか知らないんですよ。だから、ほかからもまだ来るわけですよ。でも、現実的には、もう業者さんも発注した、契約もした、6月16日、週明けからは工事に入る。今止めれるかといったら、もう止まらないんですよ。もう少し前にきちんと市民の皆さんに周知ができる。これは歩道がちゃんとあるところでしたから、御近所の方は落ち葉が大変っておっしゃっていましたが、皆さんが楽しんでいた街路樹だったんですね。四季の彩りがとてもきれいな街路樹だったので。ですので、今後いろんなところでいろんな工事があると思いますが、周知の仕方については考えていただいて、今、回覧板だけでも半分くらいしか伝わらないという事実も御確認の上、周知の仕方についても今後考えていただきたいと思います。

それから、要望です。どこからどのような要望が来て、どのような計画でここでまず工事したというタイムラインみたいなのが分かるものがもしあれば、後日、提出を願いたいと思います。以上です。

○副委員長（中島隆治君） ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については採決をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、これより採決を行います。

本件について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

賛成少数でありますので、よって、本件については不採択とすべきものと決定をいたしました。

次に、本委員会に新たに付託された陳情 6 件を含むお手元配付の一覧表記載の請願・陳情のうち、ただいま採決した陳情第36号を除く請願 1 件、陳情 9 件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

お手元配付の一覧表記載の事件については、次の定例会までの間、調査を行うこととし、閉会中継続調査の申出を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

ほかになければ、本日は以上で閉会をいたします。

建設建築委員会	委員長	森	結実子	㊟
	副委員長	中島	隆治	㊟